

# 若者生きづらさ寄りそいネットワーク協議会 会則

## (名称)

第1条 この会の名称は、「若者生きづらさ寄りそいネットワーク協議会」（以下「本会」）とする。

## (目的)

第2条 本会の目的は、次のとおりとする。  
県内の若者自殺対策の普及と推進に向けて、支援者間のネットワークを形成し、具体的な成果を見通せる若者への支援を実践し検証する。

## (活動内容)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。  
社会的排除という側面に着目し、生きづらさを抱える若者がいかに社会参画するか、また、安全な居場所をどう確保するかという課題に向け、「支援間口の拡大」、「居場所間の連携」、「やり直せる社会参画」活動に対する支援者の効果的な連携を図る。

## (設置場所)

第4条 本会の設置場所は、次のとおりとする。  
富山県富山市西公文名町9番9号

## (会員の資格・種類)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。  
本会の目的に賛同し、入会を希望する者で、役員会が承認した者とする。  
会員の種類は、正会員と賛助会員とする。

## (退会・休会・復会)

第6条 会員は、退会を希望する旨を役員へ連絡して、任意に退会することができる。  
会員および関係者から、役員に休会希望の連絡があった時は、休会とする。  
ただし、本人から役員に連絡することにより、復会は任意とする。  
なお、退会にともなう資産の配分はしない。

## (会員資格の抹消)

第7条 会員が次の各号に該当することになったときは、役員会の議決を経て登録を抹消することができる。  
(1) 会員との連絡が取れなくなったとき。  
(2) 会員としてふさわしくないと認められる事案が発生したとき。

## (入会費・会費)

第8条 正会員は、入会費3,000円とし、入会時に納める。  
会費は、年間6,000円とし、入会時点、もしくは年度当初に納める。  
ただし、年度途中で入会する場合は、入会月を含めて月額算定する。  
2 賛助会員は、年会費一口2,000円とし、入会時に納める。なお、月額算定はしない。  
そして、活動および情報共有等は正会員と同じとする。ただし議決権は有しない。

## (役員)

第9条 本会に次の役員を置く。  
代表 1名、副代表 若干名、代表幹事 1名、事務局長 1名とする。  
その他、役員会が運営上必要と認めた役員。

## (役員職務)

第10条 代表は、本会を代表し、目的を達成するために会務を運営して、その活動を統括する。  
2 副代表は、代表を補佐し、代表不在の時は、副代表の合議でその職務を代行する。  
3 代表幹事は、各支援部会の幹事を代表し、会員相互の連携を図る。  
4 事務局長は、事務局の会務を運営する。

#### (役員を選任)

第11条 代表、副代表、代表幹事、および事務局長は、会員から立候補および推薦された者の中から総会において選出する。

#### (役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

#### (役員解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行不可と認められるとき。
- (2) その他解任に相当する事項が認められるとき。

#### (会議)

第14条 本会の総会は、正会員をもって構成し、毎年1回程度開催するものとする。ただし、必要があるときは、臨時に総会を開催することができる。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 会則の改廃
- (2) 活動計画案、予算案
- (3) 活動実績案、決算案
- (4) 役員選任および解任
- (5) その他本会の運営に関し重要な事項
- (6) 本会の解散

3 本会の総会は、代表が召集する。

4 総会の議長は代表が務める。または、代表が指名した者が務める。

5 本会の総会は、正会員の過半数の出席および委任状で成立する。そして、出席者および委任状の過半数で承認する。ただし、賛否同数の時は議長が決する。

#### (役員会)

第15条 役員会は、必要な際に開催し、出席者をもって構成する。

2 役員会は、総会で承認した事項の執行、およびその他役員会の承認を要する事項。

3 役員会は役員をもって構成する。必要により役員が指名して陪席させることができる。

#### (事業年度)

第16条 本会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

#### (会計)

第17条 本会の経費は、参加者の会費および助成金などをあてる。

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

#### (その他)

第18条 この会則に定めるもののほかは、信義に基づいて解釈する。

#### (付則)

この会則は、2020年9月8日から施行する。

2 2021年 6月15日から改訂して施行する。

3 2021年11月16日から改訂して施行する。